

令和 7 年 第 1 回 臨時市議会 議案

岸 和 田 市

令和 7 年第 1 回臨時市議会議案

議 案 番 号	件 名	備考・頁
報 告 第 2 号	専決処分の報告について	P. 3
議 案 第 34 号	令和 7 年度岸和田市一般会計暫定予算	別冊
議 案 第 35 号	令和 7 年度岸和田市病院事業会計暫定予算	別冊

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和7年3月27日提出

岸和田市長職務代理者

岸和田市副市長 岸 勝 志

専決処分第 2 号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例第 2 号及び第 3 号の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 10 日 処分

岸和田市長職務代理者
岸和田市副市長 岸 勝 志

記

損害賠償の発生原因	金 額
公用車運転中における自動車接触事故	37,719円 (車両修繕費)

専決処分第 3 号

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 11 日 処分

岸和田市長職務代理者
岸和田市副市長 岸 勝 志

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第９条第３項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の２第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。